

# 山小屋公益的機能維持支援金申請受付要項

## 【受付期間】

令和2年7月10日（金）から同年10月30日（金）まで  
※10月30日（金）の消印有効

## 【受付方法】

### 1 申請書の提出

申請書類を次の宛先に郵送してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。

（宛先） 〒380-8570（住所表記不要）

長野市大字南長野字幅下692の2

長野県庁 観光部 山岳高原観光課

「山小屋公益的機能維持支援金」受付担当 あて

※切手を貼付の上、封筒の裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載  
ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため持参による申請は受付しておりません。

### 2 申請書類の入手方法

次の方法により、申請に必要な書類等を入手いただけます。

・長野県庁ホームページからダウンロード

（URL）<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangaku/yamashien.html>

## 【お問い合わせ先】

■長野県庁 観光部 山岳高原観光課

電話番号：026-235-7251

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝は除く）

長野県観光部

# 山小屋公益的機能維持支援金の申請受付について

令和2年7月10日

## I 支援金の概要

### 1 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けるなどしている公益的機能を有する山小屋の皆様は、「山小屋公益的機能維持支援金」（以下「支援金」という。）を交付します。

### 2 交付額

1つの山小屋（Ⅲの2に掲げる施設）につき30万円[1回限り]

## II 交付対象者

山小屋を営業する者

## III 交付の条件

支援金の交付を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- 1 長野県の山岳において、公益的な活動（登山道の維持・補修、遭難救助（補助）、悪天候時などの緊急避難、登山相談、し尿処理 等）を行っていること
- 2 長野県登山安全条例（平成27年長野県条例第52号）第20条に規定する指定登山道の周辺で旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する「簡易宿所営業」に該当する施設を営業する者又はこれに準ずるものとして知事が特に認める施設を営業する者であること
- 3 支援金の申請日までの間に廃業していないこと又は営業を継続する予定であること
- 4 市町村営又は第三セクターによる運営など、施設の運営に公金が含まれていないものであること
- 5 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、長野県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等の反社会的勢力が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

## IV 申請手続き等

### 1 申請書類

- ・ 「山小屋公益的機能維持支援金 交付申請書兼口座振込依頼書」(様式1)  
(振込先の口座名義は、申請者のお名前と同一の口座に限らせていただきます。)
- ・ 営業活動を行っていることがわかる書類  
法人の場合は以下の※1と※3、個人の場合は以下の※2と※3の書類を添付  
※1 法人の場合にあつては法人県民税・法人事業税申告書等の写し  
※2 個人の場合にあつては青色申告決算書又は収支内訳書等の控えの写し  
※3 全ての申請対象の山小屋名が入った施設の外景及び内景の写真やパンフレット
- ・ 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し(見開きページ)
- ・ 実施している公益的活動の写真
- ・ 他県で旅館業の許可を受けた場合は、許可証の写し
- ・ 公的な支援を受けていないことがわかる書類(指定管理の場合)

提出いただいた申請書類の返却はいたしません。なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがありますのでご承知おきください。

### 2 申請書類の入手方法

- ・ 長野県庁ホームページからダウンロード

(URL) <https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangaku/yamashien.html>

### 3 申請の受付期間と方法

#### (1) 受付期間

令和2年7月10日(金)から同年10月30日(金)まで  
(当日消印有効)

#### (2) 受付方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請受付は郵送のみでお受けします。  
なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。

(宛先) 〒380-8570 (住所表記不要)

長野市大字南長野字幅下692の2

長野県庁 観光部 山岳高原観光課

「山小屋公益的機能維持支援金」受付担当

※切手を貼付の上、封筒の裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載  
ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による申請は受付していません。

#### 4 支援金に関する問い合わせ先

長野県 観光部 山岳高原観光課

電話番号：026-235-7251

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝は除く）

#### 5 支援金の交付

県において、申請書類を受領後、内容審査の上、申請内容が適正であると確認したときは支援金をお支払いします。7月下旬から順次交付していく予定です。

#### 6 通知等

審査の結果、支援金の交付を決定したときは、お支払い予定日を記載した通知を送いたします。配達状況によっては、通知が遅れる場合があることをご承知おきください。

なお、口座振込不能などが発生し、お知らせした支払い予定日にお支払いできない場合には別途ご連絡いたします。

また、支援金の不交付を決定したときも、後日、結果について郵送によりお知らせします。

### V その他

- 1 支援金交付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）の規定に基づき、支援金の返還が生じる場合があります。
- 2 1の場合において、支援金の交付を受けた事業者名、対象施設などの情報を公表することがあります。
- 3 支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の運営等に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- 4 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等することがあります。